

令和

二年

五條市議会第一回臨時会会議録(第一号)

令和二年四月二十三日(木曜日)

議事日程(第一号)

令和二年四月二十三日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 三号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)
- 第五 報第 四号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険条例の一部改正)
- 第六 報第 五号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険条例の一部改正)
- 第七 報第 六号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市介護保険条例の一部改正)
- 第八 報第 七号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 第九 報第 八号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- 第十 報第 九号 専決処分の報告、承認を求めることについて(令和元年度五條市一般会計補正予算(第八号))
- 第十一 報第 十号 専決処分の報告、承認を求めることについて(令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号))
- 第十二 議第三十四号 工事請負契約の締結について
- 第十三 発議第 三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第十四 発議第 四号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について

第十五 発議第 五号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

欠席議員(一名)

説明のための出席者

四番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
牧	大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	伊
野	谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田	谷
雅	龍	美	雅	耕		佳		清	全	賢	
一	雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	司

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	秘書課長	企画政策課長	財政課長	土地開発公社事務局長
太田	榎内	堀内	南	冠	和田	松本	石本	中本	平田	井上	上井	松井	大垣	吉川	東川	小森	西本	西本	戸野	櫻井
好	成	伸	則	雅	剛	成	茂	賢	耕	和	和	和	佳	純	比	久	久	久	克	充
紀	吉	起	行	之	明	人	人	二	一	昭	朗	永	悟	秀	司	美	雄	美	哲	登

事務局職員出席者

事務局長	馬場雅樹
事務局次長	馬場孝一
事務局係長	坂口和美
事務局係員	窪勇人
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから令和二年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

牧野雅一議員から欠席届が提出されております。

この際、申し上げます。本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影を許可しております。

本日、令和二年五條市議会第一回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

本臨時会には、工事請負契約の締結議案等が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の御挨拶いたします。

また、既に報道等がなされておりますが、先日、現職の市議会議員が逮捕されました。

市民の皆様並びに関係者の皆様には多大な御迷惑と御心配をお掛けいたしましたことを、この場をお借りいたしまして、市議会を代表して心からおわび申し上げる次第でございます。

今後につきましては、議会としての信頼の回復と品位の向上に努めてまいりたいと思っております。

大変御迷惑をお掛けいたしました。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影を許可しております。

この際、申し上げます。

三月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は正確な会議記録作成のため、マスクを外していただきますようお願い申し上げます。初めに、去る四月一日付けで、職員の人事異動がありましたので、この際、榎内副市長から御紹介をしていただきます。榎内副市長。

○副市長（榎内成吉）自席から失礼をさせていただきます。

命によりまして、去る、四月一日付け定期人事異動がありましたので、部長、次長及び課長につきまして、紹介をさせていただきます。

なお、現在の状況に鑑み、紹介は本会議場における理事者側席の職員のみ自席からとし、その他の職員につきましては割愛をさせていただきます。

なお、前職及び敬称は省略をさせていただきます。

初めに、理事、南 則行。奈良県からの派遣でございます。

続きまして、技監、冠 雅之。国土交通省からの出向でございます。

次に、総務部長、松本成人。

次に、危機管理監（広域防災拠点用地対策担当）、石田茂人。

次に、都市整備部長、上田井 朗。

次に、西吉野支所長、大垣 悟。

次に、大塔支所長、吉川佳秀。

次に、財政課長、戸野 哲。

次に、土地開発公社事務局長、櫻井克充。

最後に、議会事務局長、馬場雅樹。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）職員の紹介が終わりました。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

○市長（太田好紀）改めまして皆さんおはようございます。

本日、ここに令和二年五條市議会第一回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

会議に先立ち、去る四月七日、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により本市の元職員などが奈良県警察により逮捕され、市民並びに関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をお掛けしましたことこの場をお借りいたしまして深くおわび申し上げます。

本市といたしましては、当局の捜査に全面的に協力するとともに刑事手続等の状況を注視し、二度とこのようなことが起こることのないよう法令遵守の徹底を図るなど、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がる中、政府より緊急事態宣言が発出されたところではありますが、これを受け三密を避けた行動をとっていただくこと、不要不急の外出を控えていただくこと、さらに体調管理に心掛けていただくことなどを、改めて市民の皆様へ要請させていただきます。

今後とも県等関係機関との連携を図りながら、予防対策に努めていく所存でありますので、一層の御理解と御協力をお願いするものであります。

最後になりましたが、本臨時会におきましては、専決処分の報告を始め学校適正化に伴う工事請負契約の締結に係る議案を提出いたしておりますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

七番	岩	本	孝	議員	
八番	福	塚	実	議員	
九番	山	口	耕	司	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月十六日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

まず、報第三号 専決処分報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、令和二年度の市税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第四号 専決処分報告、承認を求めること（五條市国民健康保険条例の一部改正）につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る規定の整備に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

す。

次に、報第五号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市国民健康保険条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、令和二年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第六号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市介護保険条例の一部改正）につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、令和二年度の介護保険料の賦課に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第七号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、傷病手当金に係る規定の整備に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第八号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の額等の改定に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第九号 専決処分の報告、承認を求めること（令和元年度五條市一般会計補正予算（第八号））につきましては、令和二年三月三十一日付け退職者への退職手当の増額及び学童保育所施設整備事業に係る繰越明許費追加の予算措置に特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第十号 専決処分の報告、承認を求めること（令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号））につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金に係る歳入歳出予算の補正に特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第三十四号 工事請負契約の締結につきましては、野原中学校適正化改修工事を、先日、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で実施しましたところ、四億一千四百五十万円株式会社田原建設が落札し、その工事の請負契約を締結するものであります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。  
どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田雅範）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が令和二年三月三十一日に公布されたことに伴い、令和二年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和二年三月三十一日付けをもって専決処分としたため同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページから五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第二十四条第一項では、個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する規定の整備をいたしております。

次に、第三十四条の二では、所得控除について、ひとり親控除を追加するなど所要の措置を行っております。

次に、第三十六条の二第一項では、規定の整備を、第三十六条の三の二及び第三十六条の三の三では、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの規定をいたしております。

次に、第四十八条第二項では規定の整備をいたしております。

次に、第五十四条固定資産税の納税義務者等について、第二項及び第四項では文言の整理を行い、四ページにございます第五項では、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設し、第六項から第八項までは規定の整備及び文言の整理を行っております。

次に、第六十一条第九項及び第十項、並びに第六十一条の二では、規定の整備を行っております。

次に、第七十四条の三では、現所有者の申告といたしまして、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設しております。

次に、第七十五条第一項では、文言の整理を行っております。

次に、第九十四条、たばこ税の課税標準において、第二項では、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について規定の改正を行い、第四項では規定の整備を行っております。

次に、第九十六条第二項及び第三項では、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を図る規定をいたしております。

次に、第九十八条第一項及び第三百三十一条第六項では、規定の整備を行っております。

恐れ入りますが、議案書六ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第三条の二では、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行っております。

次に、附則第四条第一項では、規定の整備を行っております。

次に、附則第六条及び同第七条の三の二第一項では、改元対応を行っております。

次に、附則第八条第一項では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年間延長するよう規定を改正いたしております。

次に、附則第十条では文言の整理を行い、同第十条の二第二項から第二十六項では、規定の整備を行っております。

次に、八ページにございます附則第十条の四第一項では、規定の整備を、第二項では改元対応を行っております。

次に、附則第十一条、同第十一条の二、同第十二条、同第十三条及び同第十三条の三では、文言の整理及び改元対応を行っております。

次に、附則第十五条第一項及び第二項では、文言の整理及び改元対応をいたしております。

次に、附則第十五条の二では、改元対応を行っております。

恐れ入りますが、議案書九ページを御覧いただきたくと存じます。

附則第十六条第二項から第四項までは、改元対応を行っております。

次に、附則第十七条第一項では、規定の整備を行っております。

次に、附則第十七条の二第一項及び第二項では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を三年間延長するよう規定を改め、第三項では、規定の整備を行っております。

次に、附則第二十二条第一項では規定の整備を、同条第二項及び同第二十三条では改元対応をいたしております。

続きまして、第二条による五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページ中段から十一ページを御覧いただきたくと存じます。

まず、第十九条では、規定の整備及び文言の整理を行っております。

次に、第二十条では、第五十二条の法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定の改正に伴う措置を行っております。

次に、第二十三条第二項では文言の整理を行い、第三項では規定の整備をいたしております。

次に、第三十一条第二項及び第三項では、法人税法において通算法人ごとに申告を行うこととするに伴う規定の整備を行っております。

次に、議案書十ページ上段にございます第四十八条、法人の市民税の申告納付につきましては、第一項から第七項までにおいて規定の整備を行うとともに、第九項では個別帰属法人税額の廃止に伴い同項を削除し、第十項から第十五項までは規定の整備を、第十六項では連結納税の廃止に伴う規定の整備を行っております。

次に、十一ページ中段にございます第五十条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續につきまして、第二項及び第四項では規定の整備を行い、第三項におきましては、連結納税の廃止に伴う規定の整備をいたしております。

次に、第五十二条では、連結納税の廃止に伴い、第四項から第六項までの規定の削除を行っております。

次に、第九十四条第二項では、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について規定の改正をいたしております。

次に、附則第三条の二第二項では、第五十二条の規定の改正に伴う措置を行っております。

続きまして、議案書十二ページから十三ページを御覧いただきたくと存じます。

第三条による五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、平成三十一年に改正されました単身児童扶養者を個人の市民税の非課

税措置の対象に加える改正規定を削るとともに、改元対応を行っております。

続きまして、議案書十三ページから十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第四条による改正では、都市計画税条例の一部について規定の整備及び文言の整理並びに改元対応をいたしております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十四ページから十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では延滞金について、第三条及び第四条では市民税について、また第五条では固定資産税について、さらに第六条及び第七条では市たばこ税について、それぞれ経過措置を定めております。

恐れ入りますが、議案書十七ページの最下行から十九ページを御覧いただきたいと存じます。

十八ページの上段にございます第八条では、平成二十七年に改正されました五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、市たばこ税に関する経過措置におきまして改元対応をいたしております。

次に、第九条では、平成二十八年に改正されました五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、第十条では、平成二十九年に改正されました五條市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、第十一条では、平成三十年に改正されました五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、それぞれ改元対応をいたしております。

最後に第十二条では都市計画税に係る経過措置について定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第五、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 報第四号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二） ただいま上程いただきました報第四号、専決処分分分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る規定の整備に急を要したため、地方自治法第百七十九條第一項の規定により、令和二年四月十日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、併せて承認を求めらるものであります。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条は文言の整理をするものでございます。

次に、附則に第四項から第十項を追加しております。

まず、第四項で、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するとしております。

第五項で、傷病手当金の額は、一日につき、直近の継続した三箇月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の三分の二に相当する額とし、併せて上限額を定めております。

恐れ入りますが、議案書二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第六項で、傷病手当金の支給期間を最長一年六箇月としております。

第七項、第八項及び第九項は、傷病手当金と給与の調整について定めており、給与収入の全部又は一部を受け取ることができる者に対しては、給与収入を受け取ることができず期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、受け取ることができず給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することとしております。

第十項で適用期間を令和二年一月一日から規則で定める日までの間としております。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第五号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました報第五号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令が、令和二年三月三十一日付で公布されたことに伴い、令和二年度における国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年三月三十一日付をもつて専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、併せて承認を求めらるるものであります。

主な改正内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る限度額を引き上げる改正と、低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げるための改正であります。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第二項及び同条第四項並びに第二十一条では、基礎課税額の限度額を「六十一万円」から「六十三万円」に、介護納付金課税額の限度額を「十六万円」から「十七万円」にそれぞれ改正するものであります。

次に、第二十一条第二号では、低所得者の保険税の均等割及び世帯割に係る五割軽減は「二十八万円」を「二十八万五千元」に、また同条第三号における二割軽減は、「五十一万円」を「五十二万円」にそれぞれの軽減判定所得を引き上げるよう改正するものでございます。

次に、附則第五項及び第六項につきましては、規定の整備をしております。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第六号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市介護保険条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました報第六号、専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市介護保険条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十八ページを御覧いただきたくと存じます。

本案は、令和二年三月三十日に介護保険法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、介護保険料の賦課に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年三月三十一日付けをもって専決処分とし、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告、併せて承認を求めるものでございます。

改正理由につきましては、令和元年十月の消費税率の引上げに伴う介護保険料の軽減強化のため、令和元年十月から介護保険料へ公費を投入し、所得の低い第一号被保険者の介護保険料の軽減措置を実施しており、この軽減措置が令和二年度より通年で実施されることを受け、年間ベースの軽減率を反映した保険料率とするためのものであります。

条例改正の内容につきましては、恐れ入りますが、議案書三十ページを御覧いただきたくと存じます。

本条例の第三条第二項の所得段階が第一段階の介護保険料「二万九千三十円」を「二万三千二百二十円」に改め、また同条第三項の所得段階が第二段階の介護保険料を「三万四千八百三十円」に、同条第四項の所得段階が第三段階の介護保険料を「五万四千百八十円」にそれぞれ改めるものであります。

また、平成から令和に改元されたことに伴い、第三条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、同条第二項から第四項中「平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度」を「令和二年度」に改めることとしました。

なお、附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第七号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました報第七号、専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金に係る規定の整備に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年四月十日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、併せて承認を求めるものであります。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第九、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田危機管理監。

〔危機管理監 石田茂人登壇〕

○危機管理監（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）の専決処分について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十四ページから三十五ページを御覧ください。

本条例の改正理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十九

号)が令和二年三月二十七日に交付され、令和二年四月一日に施行されることに伴い、その政令に基づく五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となり、急を要し令和二年三月三十一日に地方自治法第九十七条第一項の規定により専決処分を行い、本議会におきまして報告し、承認を求めるとの旨でございます。

次に、議案書三十六ページから三十七ページを御覧ください。

条例の改正内容といたしましては、第五条第二項第一号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

次に、附則第三条の四第五項第二号及び第六項並びに第四条第七項第二号及び第八項中「一〇〇分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

次に、別表中「一万二千四百円」を「一万二千四百四十円」に、「一万三千三百円」を「一万三千三百二十円」に、「一万六百元」を「一万六千七百円」に、「一万一千五百円」を「一万一千五百五十円」に、「八千八百円」を「八千九百円」に、「九千七百円」を「九千七百九十円」に改め、同表備考第一項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

最後に、附則につきましては、施行期日と経過措置を定めてございます。

以上で、報第八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田雅範)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第九号 専決処分分報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第八号））。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第九号、専決処分分報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第八号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十八ページより御覧いただきたいと存じます。

本案は、一般職職員の自己都合による退職手当の予算措置について特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年三月三十一日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第八号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ八百五十二万三千円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出とも二百二十三億二百七十四万八千円となったところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等の八百五十二万三千円でございますが、三月三十一日付けをもって自己都合により退職する職員の退職手当の予算額に不足が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、二十款繰越金において、八百五十二万三千円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

三款民生費、二項児童福祉費、学童保育所施設整備事業の百七十三万七千円を追加するもので、牧野小学校敷地内に学童保育所を増設するための設計業務委託料について、開発申請の事前協議に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、当事業の完了予定日は、令和二年五月末を予定いたしております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範） トイレ休憩のため、十一時十分まで休憩します。

午前十時五十八分休憩に入る

午前十一時十分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十一、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 報第十号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号））。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二） ただいま上程いただきました報第十号、専決処分の報告、承認を求めることについて（令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号））につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金に係る歳入歳出予算の補正に特に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年四月十日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、併せて承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ三百万円を追加して、歳入歳出の予算総額を四十億一千七百八十万円とするものでございます。次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

二款保険給付費、六項傷病手当金、一目傷病手当金、十八節負担金補助及び交付金三百万円につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金を支給するための経費でございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

四款県支出金、一項県負担金、一目保険給付費等交付金、二節保険給付費等交付金（特別交付金）三百万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第三十四号を議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十四号 工事請負契約の締結について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第三十四号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。  
議案書四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、野原中学校適正化改修工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について申し上げます。

契約の目的「野原中学校適正化改修工事」。

契約の方法「総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札」。

予定価格、税抜き「四億二千七百五十万円」。

入札金額、税抜き「四億一千四百五十万円」。

契約金額、税込み「四億五千五百九十五万円」。

契約の相手方「奈良県五條市二見一丁目一番四号、株式会社田原建設、代表取締役田原清史氏」。

請負率九六・九六パーセントでございます。

次に、入札参加資格について申し上げます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱による審査会で検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格の建築一式の登録を受けた建設業者であって、条件として、奈良県内に本店を有し、かつ建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が九百点以上であることとし、過去十五年以内に竣工した建築一式工事の元

請実績を有するものいたしました。

続いて、入札経過について申し上げます。

令和二年二月五日に入札公告を行い、三月三日に技術提案等を受付し、四月七日の入札書の提出期限までに二者が入札に参加し、四月八日に開札が行われました。

その結果につきましては次のとおりで、金額については税抜きでございます。

初めに、株式会社田原建設、金額四億千四百五十万円、技術評価点百十九・一六点、評価値二十八・七四七でございます。

次に、株式会社キタムラ、金額四億二千七百万円、技術評価点百七・四五点、評価値二十五・一六三でございます。

以上の結果、評価値の高い、株式会社田原建設を落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、議決の日から、令和三年一月十五日までを予定しております。

以上で、議第三十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この入札の予定価格は幾らになっておったのか。

それとその予定価格の算出はこの課が担当したのか。

そして最低制限価格は設けておったのか、設けておったのならば幾らであったのか、それは事前公表をされておったのかどうか、その点答えていただきたいと思います。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず予定価格でございますけれども、これは議案書にも記載してございますけれども、税抜きで四億二千七百万円でございます。

それから最低制限価格でございますけれども、これは設けてございます。

それから予定価格の算出につきましては、少しお待ちください。……失礼しました。予定価格の算出につきましては、教育委員会の方で決定したところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この工事の内容から言っても、予定価格の金額から言っても、相当難しい算出になると思いますけれども、教育委員会でこういう予定価格の算出をする担当課はどこになるのですか。そういう職員は配置されていますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

担当課は教育総務課で行っております。一名技師が在職をしております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）工期が令和三年一月十五日となっておりますけれども、今現在、新型コロナウイルス感染症対策で緊急事態宣言が出されております。そういったところで工期の延長、また三密に関してのところをどういったふうに指導なさるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の対応でございますけれども、去る四月十七日に国土交通省の方から関連の文書が発出されております。その文書には公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第十八条の規定に基づいて定められております。新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針において、社会の安定の維持の観点から緊急事態宣言が出された場合においても事業の継続が求められる事業に位置付けられているということでございます。これが基本でございます。

もし仮に現場で発症した場合においては、それは市と受注事業者の間で協議を行いまして、適切に対処していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる今、政府の方からテレワークの実施と言われておって、現場のことですのでテレワークは大変難しいのは存じ上げておりますけれども、この大規模工事におきましても、しっかりとそうしたことを配慮しながらやっていかないと、そこで従事しております家族の方が大変心配されます。多くの方が働く中において消毒、また手洗い等をきちっと励行されておるのか、そして現場事務所においては空気の通しをよくしたりやっておるのかというのは大変問題になってくるところでございます。特に新庁舎の建設現場におきましても、そういったことを配慮しているかどうかということを担当部長に確認させていただいたところではございますが、しっかりとその辺、感染者を出さないような、そしてまた配慮したような取組をできるようにお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどの国土交通省からの文書につきまして、実は民間の事業者にも同様に通知がなされておるといように聞いております。内容につきまして、ただいま議員が申されたように、特に三密の回避、このことについて記載をされているというふうに聞いてございます。

市といたしましても、監理課の方で、別途こういったことについて改めて通知をさせていただくというような予定をしておりますので、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、本日提出されました発議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和二年四月二十三日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	岩本孝
〃	〃	平岡清司
〃	〃	養田全康

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程いただきました発議第三号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、議員の報酬等について、逮捕、勾留等の処分を受けた議員の報酬、期末手当の支給を停止する等の規定がないことから、条例を一部改正し、規定を設けるものであります。

それでは、改正内容について説明を申し上げます。

附則を加えるものであり、具体的には附則第八項におきまして、議長、副議長及び議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕等の処分を受けたとき、日割りにより議員報酬の支給を停止する規定を定めております。

附則第九項におきまして、前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合、当該処分を受けた日の属する月の翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給すること等を定めております。

附則第十項におきまして、期末手当の支給を月割りにより停止することを定めております。

附則第十一項におきまして、附則第八項及び附則第十項の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当について、当該停止に係る刑事事件について無罪判決が確定したとき等の場合において、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に全額支給すること等を定めております。

附則第十二項におきまして、議員報酬の不支給について定めており、附則第八項の規定により議員報酬の支給が停止されている場合、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、議員報酬を支給しないこと等を定めております。

附則第十三項におきまして、前項の場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、議員報酬を日割りにより支給しないことを定めております。

附則第十四項におきまして、附則第九項の規定は、前項の議員報酬の不支給について準用することを定めております。

附則第十五項におきまして、期末手当の不支給について定めております。

附則第十六項におきまして、議員報酬の日割計算の計算方法について定めております。

附則第十七項におきまして、期末手当の月割計算の計算方法について定めております。

附則第十八項におきまして、前項の規定について、基準日の前六箇月以内の在職期間が六箇月に満たない場合の規定について定めております。

附則第十九項におきまして、議員報酬又は期末手当の支給を停止されていた議員が、退職後再び議員の資格を得た場合、前任期中の支給停止の効力は及ばないことを規定しております。

なお、施行期日は、「公布の日」といたしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、養田全康議員の発言を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康）発議第三号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について賛成の立場より討論いたします。

皆様も御承知のように、現職議員が現在逮捕、拘留されております。

現在の条例では逮捕、拘留され議員活動をしていないにもかかわらず、議員報酬は満額支給され、今回の問題では逮捕されている議員に対して懲罰の適用もできない状態であります。

私たち議員は市民の代表であり、報酬は税金で支払われています。常に市民目線での活動が大切であり、市民の皆様に、逮捕、拘留され議員活動できない状態で報酬を支払うことは納得していただけることではなく、不正の疑惑があり、逮捕、拘留そして身体を拘束された場合は報酬を差し止める必要があると考えます。

この条例を基に議員自らを見つめ直し、そして襟を正し、再び市民の皆様にご認めていただける議会、そして議員となるよう議員全員で取り組んでいくべきと考え賛成討論といたします。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、本日提出されました発議第四号を議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第四号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

令和二年四月二十三日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 福塚 実

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会、福塚 実委員長。

〔議会運営委員長 福塚 実登壇〕

○議会運営委員長（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

令和二年四月七日に官製談合防止法違反容疑で奈良県警察に逮捕された牧野雅一議員の問題は、法令を遵守すべき立場の市議会議員としてあるまじき行為である。

市議会議員は、公正かつ厳正な選挙により市民の信託を受け、市民の暮らしや教育・福祉の向上に常に務めるべき職責を有しており、その先頭にたつて行動しなければならない。

市議会議員として牧野雅一議員の行為は、市議会の信頼と名誉を著しく損ね、市民の期待を裏切るものであり、その責任の重大さを認識して、自ら議員を辞職すべきである。

よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、牧野雅一議員に対し、議員辞職勧告をするものである。  
以上、決議する。

令和二年四月二十三日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。  
お諮りいたします。本案は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は決議案のとおり可決すること決しました。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、本日提出されました発議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第五号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議。  
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

令和二年四月二十三日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司  
賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

〃 〃 平岡清司  
養田全康

○議長（吉田雅範） 本案につきましては重要な案件であり、文書による決議として提出されております。  
提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議（案）

- 一 本会議に、委員六人からなる総合体育館及び公園緑地課の事務・事業に関する調査特別委員会を設置するものとする。
  - 二 本特別委員会は、地方自治法第百条第一項の規定により、次の事項について調査するものとする。
    - （一）総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項
    - （二）公園緑地課の事務に関する事項
  - 三 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第百条第一項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限を本特別委員会に委任する。
  - 四 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第九十八条第一項の規定により、二に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。
  - 五 本特別委員会は、二に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお、継続して調査することができる。
  - 六 本特別委員会に要する経費は、令和二年度において二百五十万円以内とする。
- 以上、五條市議会は地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置することを決議する。

令和二年四月二十三日

五條市議会

以上で、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、窪 佳秀議員の発言を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）ただいま提出されました発議第五号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について、現時点で反対の立場で意見を申し上げます。

今回の発議第五号に関しては、令和二年第一回三月定例会の発議第二号で地方自治法第百条の規定による事務の調査を行う特別委員会を設置する決議として提出され、採決の結果否決となった議案であり、そのときの反対討論でも申し上げましたが、その時点の段階では司法当局の捜査中であり、地方自治法第百条に基づき調査権をもって関係者の証言等を求めることはできないと考えましたし、調査に係る経費等も生じることから、司法当局の捜査状況を今後注視し見極めてからでもよいのではないかと考え反対をいたしましたものであります。

その後、令和二年四月七日に官製談合防止法違反容疑で奈良県警察に六名が逮捕され、八日に奈良地検に送検され現在取調中である。また贈収賄の容疑も視野に入れ捜査中であるとの報道もされております。

そんな状況下において、今回の発議第五号が提出されましたが、地方自治法第百条に基づき調査権をもって関係者の証言等を求めても、今

の段階では、司法当局の捜査中であるため、証人を呼んでの詳しい証言を得ることはできないと考えます。

また、司法当局では既に逮捕された以外の関係者からの事情聴取もされ、今回の逮捕となっていると考えます。

当然として調査に関する経費等も生じることから、本発議第五号については反対するものではないと思いますが、司法当局の判断を待つてからでもよいのではないかと考えます。

したがって、今回のこの時期での発議第五号については、現時点で反対をするものではありません。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

岩本 孝議員の発言を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、今回提出されました発議につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

昨年九月に設置された地方自治法第九十八条第一項に基づく特別委員会において、計七回約二十時間にわたって、シダーアリーナの物品購入などをめぐる一連の不正疑惑について検証を行ったところですが、結果として全容の解明には至らず、官製談合防止法違反容疑などにより、現職市議会議員、元市職員、さらに関係業者が奈良県警察に逮捕されるという大変憂慮すべき事態に至ったことは御承知のとおりでございます。

今後、当局においては、事件の全容解明に向けて粛々と捜査が進められることと思われませんが、今回の逮捕をもって議会の役割が終わったとは到底思えません。同僚議員が逮捕されるという前代未聞の非常事態に至り、我々は改めて襟を正すとともに、引き続き事件の真相究明に取り組むことが市民の負託に応える唯一の方法であると思っております。

これはまさしく市議会議員の責務であります。（「そのとおり」の声あり）

再びこうしたゆゆしき事態が繰り返されることのないよう一刻も早く市政の浄化を図り、もって市民各位の信頼を回復するためには、法に基づく強い調査権を有する百条委員会を設置し、改めてこの問題に向き合うことが必要不可欠であると考えるものであります。

従いまして、私は今回の発議について賛成をするものでありますので、議員各位には何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）次に藤富美恵子議員の発言を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、今回、提出されました発議第五号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について、反対の立場から意見を申し上げます。

前回、令和二年第一回三月定例会において、発議第二号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議として提出された議案に対しては、司法当局の捜査中であり、司法の捜査の進展、司法の動きを見極めてからでよいという理由で反対をいたしました。

その後、皆様御承知のとおり、本年四月七日に官製談合防止法違反容疑で奈良県警察に六名が逮捕され、八日に奈良地方検察庁に送検され、現在、取調中であるとのことでございます。

前回、令和二年第一回三月定例会において、発議第二号に賛成討論された方々の言われるとおり、九十八条の特別委員会では、多くの問題点や疑惑、不正な事実が確認され、議員の責務として、事実を市民の皆さんの前に明らかにしなくてはならない。また行政の職務を正すのは私たち議員の責務でございます。しかしながら今回は関係者が逮捕され、現在、取調中でございます。

今回の発議第五号についても、反対するものではございませんが、前回同様、司法当局の判断を待つてからでもよいと考え、この時期の設置に反対するものでございます。

それに加え、現在、新型コロナウイルス感染症が全世界に流行し、世界中で約二百五十六万人余りの方が感染され、約十七万人の方の命が奪われています。

日本においても、政府が全国に緊急事態宣言を発出し、五條市も四月七日に新型コロナウイルス感染予防の観点から市民の皆様にご三密を避ける。不要不急の外出を控える。うがい、手洗い、マスクの着用等の要請を出していますが、そんな中、五條市にも、先日、新型コロナウイルス感染症の患者が出ました。市民の皆さんは、特に疾患を持っておられる高齢者の方は、目に見えない新型コロナウイルス感染症に対し、命の危険を感じ、毎日不安な日々を過ごしておられます。そしてまだマスクも消毒液も不足しています。

このような状況の中、今まさに最優先で取り組まなければならないのは、五條市民の命を守ること、新型コロナウイルスの感染を拡大させないことです。

私は、今は時間もお金も新型コロナウイルス感染症対策に優先的に使って取り組んでいただきたいと思えます。

以上のことから、今回、提出した発議第五号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議については反対するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に養田全康議員の発言を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康）発議第五号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議に、賛成の立場から討論いたします。

現在、五條市では現職議員が官製談合防止法違反容疑で逮捕され、前代未聞の事態を招いております。

議員のみならず当時の職員や入札業者なども関与したとされ、逮捕に至っていますが、そんな五條市政、そして五條市議会に向ける市民の皆様との声は大変厳しく、あきれられていると言っても過言ではありません。そんな中、不正を認識しているのにしがらみにとられ、不正に蓋をするのではなく、不正を明らかにし市民の皆様公表することが市民の負託に応え責務を果たすことと感じております。

また、警察の捜査も現在、官製談合疑惑との発表がありましたので、宿泊補助金や謝金、その他契約について、しっかりと百条委員会ですら相解明に努めていくべきであります。

反対討論でもありましたが、司法は司法であり、自らの議員報酬値上げに対しては賛成するにもかかわらず、百条委員会の予算二百五十万円は認めていただけない。こんなおかしなことを市民が通すわけがありません。使われたお金は市民の皆様から預かった税金、血税であります。中途半端にするべきではなく、細部にわたり明らかにし説明責任を果たすべきであり、良識ある議員各位が、現職が関わったとされる官製談合疑惑やその他の不正と闘う姿勢をとっていただきたい、そうお願い申し上げまして賛成討論いたします。

よろしく願います。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって地方自治法第百十六条第一項の規定により議長において採決することといたします。

本案につきましては、調査権を持って関係者の証言等を求めても、現時点では詳しい証言を得難いと考えますので、今後の状況の進展を注意深く見守り、見極めながらの判断でも良いと考えます。よって本案は否決いたします。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

市長を始め理事者側には市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年五條市議会第一回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては、原案のとおり御議決並びに御承認をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。議員各位により賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営全般に活かしてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層の御自愛をいただき、市民福祉の向上のため各般にわたり御精励をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）これをもって、令和二年五條市議会第一回臨時会を閉会いたします。

午後零時零分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 岩本孝

署名議員 塚実

署名議員 山口耕司